

# 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成します

子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用助成を平成24年度も継続します。

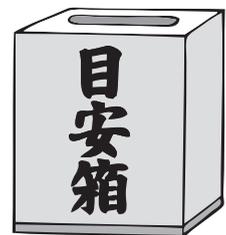
- 接種期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 接種場所：市の指定医療機関
- 助成対象者：接種時に市内に住所があり、下記の年齢の方

ワクチン名	対象者
子宮頸がん予防ワクチン	中学校1年相当年齢～高校1年相当年齢の女子(平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれ) ※平成24年4月1日以降に高校2年生相当年齢の方(平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ)については、平成24年3月末まで1回以上接種している場合には対象になります。 ※中学校1年相当年齢(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)の対象者には、必要書類を個別に送付します。
ヒブワクチン	生後2カ月以上5歳未満の乳幼児
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2カ月以上5歳未満の乳幼児

【問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111(内線303)

## 市民の皆様から寄せられたご意見

市では、市民の声を市政運営の参考とさせていただくために、市役所、各支所、出張所(すまいるプラザ)に目安箱を設置しており、また市ホームページでもご意見を受け付けています。今回は平成23年4月から平成24年3月までに寄せられたご意見のうち、主なものをお知らせします。



主な意見	回答(担当課)
防災無線で火事・鎮火の放送はいらなと思う。	火災の発生、鎮火については、人命等に関わる緊急性のある事案として防災無線で放送を行っております。これは、消防車両等の緊急交通路の確保や消火作業を行う地域消防団員への情報伝達手段として重要な役割を果たしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。(総務課)
館岡地区にも市営住宅を建てれば、田舎にも若い人が来てくれるのではないかと。	つがる市内には39カ所の市営住宅があります。現在は老朽化した市営住宅の建て替え計画を優先的に進めております。ご提言のような新たな市営住宅の設置については住宅事情をみながら今後検討したいと思います。(建築住宅課)
23年度の木造地区のゴミ収集カレンダーは、字が小さくて見にくいので字を大きくしてほしい。	いただいたご意見を参考に、今後、見やすいゴミ収集カレンダー作りに努めてまいります。(環境衛生課)
小学校の入学式の日程をホームページ等でお知らせしてほしい。	他市において入学式をねらった物品の販売や勧誘を行う業者などが現れたという事例がありました。つがる市においては、児童の安全面の配慮から入学式の日程はホームページで公表しておりませんのでご理解くださるようお願いいたします。(教育総務課)
3月19日の猛吹雪の日に市道の防雪柵を降ろしていましたが、こんな日になぜ防雪柵を降ろすのか理解できません。	大変ご迷惑をお掛けしました。この日は数日前から気温が上昇し、雪解けが進んでいた中、突発的な吹雪に見舞われました。防雪柵の請負業者も工期が迫っていたため収納作業を進めていましたが、当日の吹雪時に収納している業者に対しては、作業を中止するように指示しました。また、工期の設定についても防雪柵に隣接した農地の農作業が遅れることのないように配慮しながら今後検討してまいります。(土木課)

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111(内線347) ホームページ <http://www.city.tsugaru.aomori.jp/goiken.html>

# 自治会活動を応援します

## 平成24年度つがる市自治組織活動助成事業

自治会は、住みよい地域社会の実現に向け、地域全体のさまざまな課題を協働して解決していく場であると同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものです。

この事業は、市民に最も身近な存在である自治会に対して市が財政的に支援し、住民活動の活性化を図ることを目的とするものです。

**補助対象団体** つがる市内に所在する自治会（町内会）

**補助対象費用** ①備品等整備事業  
自治会主催の行事や集会所等で使用される物品の整備費用（上限50万円）

平成23年度実績 (一部)	エアコン	14 団体	テント	6 団体
	ストーブ	12 団体	冷蔵庫	5 団体
	テレビ	8 団体	掃除機	
	刈払機	7 団体	発電機	

### ②集会施設トイレ改修事業

自治会が所有し又は市から借受けして管理する集会施設トイレの水洗化・下水道接続・便器洋式化工事に要する費用（上限330万円。設計管理費用含む）

**補助団体数** ①備品等整備事業：30団体（予定）  
②集会施設トイレ改修事業：6団体（予定）

**申請受付期間** 5月14日(月)から5月31日(休)まで

**留意事項** ①事務手続きについては事前にご相談ください。  
②物品の使用法やその保管場所、改修する施設の土地所有者との間にトラブルが発生しないよう注意してください。  
③年度内に事業を完了してください。  
④助成額が上限に満たない場合、その差額分を再度申請することはできません。  
⑤補助金の交付決定前に発注したものは対象となりません。



**申請・相談窓口** 総務課窓口において、事業概要並びに申請書及び添付資料の作成方法について説明しますので、お気軽にお越しください。

**【問い合わせ先】** 総務課 電話42-2111(内線346)

### 自治会長(町内会長)が交代した場合はお知らせください

市内の各自治会(町内会)において、総会などにより役員改選が行われ、会長が交代となった場合は、新会長の氏名、住所、電話番号をお知らせくださるようお願いいたします。

**【問い合わせ先】** つがる市自治会連合会事務局(市役所総務課) 電話42-2111(内線346)

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等 手当額が変わります

平成23年度全国消費者物価指数の実績値が、対前年比で0.3%の下落となったため、平成24年4月の支給分から右表の手当額が改定となりました。

**【問い合わせ先】** 福祉課 児童福祉係(内線233・245)  
障害福祉係(内線241)

手 当		改定金額(改訂前→改定後)
児童扶養手当	全部支給(月額)	41,550円 → 41,430円
	一部支給(月額)	9,810円～ → 9,780円～ 41,540円 → 41,420円
特別児童扶養手当	1 級	50,550円 → 50,400円
	2 級	33,670円 → 33,570円
特別障害者手当		26,340円 → 26,260円
障害児福祉手当		14,330円 → 14,280円
経過的福祉手当		14,330円 → 14,280円

# つがる市の農業を応援します

## つがる市農業振興事業

### 事業内容

#### (1) 農業機械・施設導入等事業

①国・県の補助事業で補助対象となっていない機械・施設導入経費及び更新する経費の確定額の1/4以内(限度額100万円)を助成します。

②国・県の補助事業で補助対象となっていない農業に関する資格取得費(更新は除く)及び組織活動費の確定額の1/2以内(資格取得費は限度額20万円、組織活動費は限度額15万円)を助成します。

#### (2) 堆肥等利用促進土づくり対策事業

つがる市農業振興地域内の農用地域内に水稻、畑作物、野菜、花き、果樹等が作付けされている農地に地力増進を図るため投入する堆肥・粉炭購入費の確定額の1/2以内(限度額10万円)を助成します。

### 補助対象事業主体

#### (1) 農業機械・施設導入等事業

農業を営む農業者5戸以上で構成された組織。ただし、共同防除組織にあっては、既存組織の再編を条件とします。

#### (2) 堆肥等利用促進土づくり対策事業

ブランド農産物認定農業者及びブランド農産物認定を目指す農業者(事業実施年度4月1日現在において市税に滞納がない者に限る)及び農業集団(農業を営む農業者5戸以上で構成された組織)

**事業実施期間** 平成23年度から5年間

**申請受付期間** 平成24年度実施分は、4月12日から5月31日まで

**留意事項** ①補助対象については、事前にご相談ください。

②交付年度内に事業を完了してください。

③補助金の交付決定前に発注したものは、対象となりません。

**【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111(内線414)**



## 農業委員会からお知らせ

### ●農地を農地以外に転用する場合は許可が必要です。

農地を宅地や資材置場、砂利・土採取など一時的な場合も含めて、農地以外に利用する場合は許可申請など手続が必要です。許可を受けずに農地の転用をした場合は農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

無断転用をした者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金。また、知事の原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に、法人は1億円以下の罰金となっています。

農地の転用には法律により規制がありますので、転用する場合は事前に農業委員会にご相談ください。

### ●耕作放棄農地解消について

農地に雑草等が生い茂っている場合は周辺の農地等に悪影響を及ぼす可能性がありますので、早急に適正な管理をしてください。なお、農地の貸付や売却等を希望する場合は農業委員又は農業委員会までご相談ください。

**【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820**

## 「長寿大学」のご案内

学習活動により教養を習得し、仲間づくりを通じて充実した毎日を過ごすことを目的に「長寿大学」開催します。



**時期・回数** 5月から11月まで(全7回開催) **場所** 生涯学習交流センター「松の館」他

**入学資格** 市内在住の概ね60歳以上の通学可能な方

**経費** 受講料不要。ただし、傷害保険料と移動学習等の経費(1,000円)を申し込み時に納めてください。

**申込方法** 入学を希望される方は、4月27日(金)までに経費(1,000円)を添えて、運営委員の方にお申し込みください。運営委員がいない地区やわからない方は、直接つがる市教育委員会生涯学習課へ経費を添えて、お申し込みください。

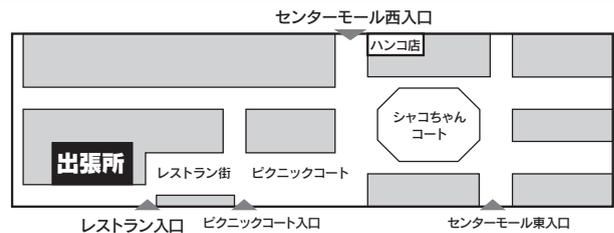
※長寿大学は、老人クラブ会員でなくても入学できます。午後の自主活動は、ダンス教室・園芸教室・グラウンドゴルフ教室・カラオケ教室(自己負担有り)

**【申し込み・問い合わせ先】 つがる市教育委員会 生涯学習課 電話49-1200**

# つがる市出張所「すまいるプラザ」の業務・場所のお知らせ

つがる市出張所「すまいるプラザ」（イオンモールつがる柏）は、平成22年10月よりセンターモール西入口からレストラン入口に移転しました。業務内容は以下のとおりです。どうぞご利用ください。

業務時間10:00～19:00 休業日：年末年始(12/29～1/3)



**会計課の業務** ●軽自動車税の納付 ●固定資産税の納付 ●市民税(個人普通徴収のみ)の納付 ●国民健康保険税の納付 ●後期高齢者医療保険料の納付 ●介護保険料の納付 ●農業集落排水処理施設使用料の納付 ●公共下水道使用料の納付 ●公共下水道受益者負担金の納付 ●住宅使用料の納付 ●奨学資金償還金の納付 ●保育料の納付 ●霊園管理手数料の納付 ●その他使用料の納付

**税務課の業務** ●所得証明書の交付 ●課税・非課税証明書の交付 ●所得課税証明書の交付 ●資産証明書の交付 ●営業証明書の交付 ●評価証明書の交付 ●公課証明書の交付 ●事業証明書(法人のみ)の交付 ●軽自動車税納付書の再発行 ●固定資産税納付書の再発行 ●市民税(個人普通徴収のみ)納付書の再発行 ●原動機付自転車の標識交付

**国民健康保険課の業務** ●国民健康保険税納付書の再発行 ●国民健康保険被保険者証の再交付 ●国民健康保険短期被保険者証及び資格証明書の交付

**市民課の業務** ●戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)の交付 ●除籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)の交付 ●住民票の写しの交付 ●印鑑登録証明書の交付 ●戸籍の附票の写しの交付 ●住民票記載事項証明書の交付 ●住所変更証明書(一般のみ)の交付(町村合併による)

**総務課の業務** ●交通災害共済(個人)加入の受付

**収納課の業務** ●納税証明書の交付 ●過年度分の税の納付

**農業委員会の業務** ●農地基本台帳登載証明書の交付

上記以外はお取り扱いできませんので市役所(電話42-2111)にお問い合わせください。

【問い合わせ先】つがる市出張所 電話27-5021



## 森田郵便局で住民票等の証明書を受け取ることができます

今年度も森田郵便局において住民票等の証明書交付申請の受付及び交付を行います。交付できる証明書及び請求できる方は次のとおりです。請求する際には、請求者が本人であることを確認できる書類が必要です。

交付できる証明書・請求できる方

交付できる証明書	請求できる方
戸籍全部事項証明(謄本)(抄本)	その戸籍に名前が記録されている方
住民票 世帯全員の写し、個人の写し	同一の世帯に属する方
戸籍の附票 全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)	その戸籍に名前が記録されている方
印鑑登録証明書	本人のみ(印鑑登録証持参)

**本人確認書類** 運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真付のもの

**取扱時間** 月曜日から金曜日 9:00～16:00(祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線262)